

## 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1 男性の育児参加促進のため、子どもの出生時等に父親が休暇を取得できるような対応を可能とする。

#### <対策>

- 平成29年4月～ 男性も育児休業を取得できることを職員に周知する。同時にそのニーズがどれほどかをアンケートなどで把握する。

目標2 年次有給休暇を職員がより多く取得できる環境づくりをする。

#### <対策>

- 平成29年4月～ 現状の取得状況を把握し、計画的な取得に向けて各部署毎に問題点の検討をはかる。

目標3 女性職員（有期契約労働者を含む）が育児休暇を取得できる環境づくりをする。

#### <対策>

- 平成29年4月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料の免除など、制度の周知や情報の提供を行う。
- 平成29年4月～ 育児休暇者が出た場合に、その間代替要員を確保し、職場でカバーし合えるような職務の分担を行う。